

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年10月28日(月)

## 今週のことば

### ゲノム編集食品

遺伝子を改変するゲノム編集技術により品種改良した農水産物などの食品。国は今月から届出制度を開始し、食品表示は義務化しない。早ければ年内にも流通する。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/28(月) 仏滅 旧暦10月1日
29(火) 大安
30(水) 赤口
31(木) 先勝 ハロウィン、8月決算法人の確定申告ほか
11/ 1(金) 友引
2(土) 先負 ラグビーW杯決勝
3(日) 仏滅 文化の日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/21(月)	22,549 △ 56	108.56 △0.08
22(火)	即位礼正殿の儀	
23(水)	22,625 △ 76	108.37 △0.19
24(木)	22,751 △126	108.69 ▼0.32
25(金)	22,800 △ 49	108.61 △0.08

## 「下請法」と「消費税転嫁対策特措法」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、下請法（下請代金支払遅延等防止法）の普及・啓発が集中的に行われます（今年度の標語は「無茶な依頼しないさせない受け入れない」）。また、消費税率引上げ後の転嫁拒否行為について、中小事業者に対する悉皆的な書面調査も今後実施されます。

### ◆下請法による親事業者の義務と禁止行為

下請法は、物品の製造や修理、情報成果物作成、役務提供の委託取引が対象となり、取引内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合に適用されます。対象取引の親事業者に対しては、発注時の書面交付など4項目の義務と、受領拒否（注文した物品等の受領を拒む）や、支払遅延（支払期日までに代金を支払わない）、減額（あらかじめ定めた代金を減額する）、買ったとき（通常の対価に比べて著しく低い代金を不当に定める）など11項目の禁止事項が定められています。

### ◆消費税の転嫁拒否行為を禁止する措置

今月から消費税率が10%に引き上げられましたが、消費税転嫁対策特措法では、大規模小売事業者（売上高100億円以上など）と継続して取引している事業者や、法人と継続して取引している資本金3億円以下の事業者や個人事業者等に対して、減額や買ったとき、本体価格での交渉の拒否などにより消費税の転嫁を拒む行為を禁止しています。

特に、税込価格で対価を定めている場合に消費税率引上げ後も対価を据え置く行為や、販売する商品が軽減税率の対象品目であることを理由に10%が適用される商品の仕入価格を据え置く行為は「買ったとき」に該当しますので、注意しましょう。

■この記事の詳細は、情報BOX201541

## 一般NISAの非課税期間が終了した場合

一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、平成27年（2015年）分は今年末で終了します。

NISA口座内の上場株式等を売却せずに非課税期間終了後も保有し続ける場合は、その年末時点での時価を取得価額として、①令和2年（2020年）分のNISA口座に移管（ロールオーバー）、又は②特定口座などの課税口座に移管ができます。

①を選択した場合、引き続き5年間非課税となりますが、ロールオーバーした分だけ非課税投資枠（120万円）を使用します（上場株式等の時価が120万円を超えている場合でも、すべてロールオーバー可能）。なお、ロールオーバーをする場合は予め手続きが必要となります。

## 国外居住親族に係る扶養控除等の適用

国外居住親族について扶養控除等を適用する方は、扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類（親族であることを証明する一定の書類）」を提出する必要があります。

また、年末調整を行う際には「送金関係書類（親族の生活費等を支払ったことを明らかにする一定の書類）」を提出する必要があります（提出がない場合は扶養控除等の適用はできません）。

なお、送金関係書類は、\*外国送金依頼書の控え、\*カードの利用明細書などが該当します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 「下請法」と「消費税転嫁対策特別措置法」

## ◆下請法の概要

下請法は、資本金規模と取引内容により定義された下請取引に該当する場合は適用対象となり、親事業者には4項目の義務と、11項目の禁止行為が定められています。

## ◎対象となる取引

【物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合】

\*親：資本金3億円超 下請：資本金3億円以下（個人を含む）

\*親：資本金1千万円超3億円以下 下請：資本金1千万円以下（個人を含む）

【情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（上記の情報成果物・役務提供委託を除く）】

\*親：資本金5千万円超 下請：資本金5千万円以下（個人を含む）

\*親：資本金1千万円超5千万円以下 下請：資本金1千万円以下（個人を含む）

## ◎親事業者の義務（4項目）

\*書面の交付義務：発注の際は、直ちに3条書面を交付すること。

\*支払期日を定める義務：下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。

\*書類の作成・保存義務：下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること。

\*遅延利息の支払義務：支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

## ◎親事業者の禁止行為（11項目）

\*受領拒否：下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

\*下請代金の支払遅延：支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

\*下請代金の減額：下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

\*返品：下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

\*買ったとき：類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

\*物の購入強制・役務の利用強制：親事業者が指定する物を強制して購入させる、又は役務を強制して利用させること。

\*報復措置：公正取引委員会又は中小企業庁に禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

\*有償支給原材料等の対価の早期決済：有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

\*割引困難な手形の交付：支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

\*不当な経済上の利益の提供要請：金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

\*不当な給付内容の変更及びやり直し：下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

## ◆消費税転嫁対策特別措置法の概要

消費税転嫁対策特別措置法により、特定事業者は継続して商品又は役務の供給する事業者（特定供給事業者）に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。

## ◎対象となる取引

\*大規模小売事業者（売上高100億円以上又は一定面積の店舗を有する事業者）に継続して商品又は役務を供給する事業者の取引

\*法人事業者に継続して商品又は役務を供給する資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等の取引

## ◎特定事業者が行うことを禁止される行為

\*減額：合理的な理由なく既に取り決められた対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる。

\*買ったとき：合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定める。

\*商品購入、役務利用又は利益提供の要請：消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、商品の購入や役務の利用又は経済上の利益を提供させる。

\*本体価格での交渉の拒否：消費税を含まない本体価格での価格交渉の申出を拒む。

\*報復行為：公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど不利益な取扱いをする。